

ポストコロナにおける デジタルエコノミー政策の あり方に関する提言

我が国では、コロナ禍によってデジタル化の遅れが顕在化した。我が国が世界最先端のデジタル国家となるためには、これまで以上にスピード感のある施策の推進や行政運営の効率化などが求められる。

こうした背景から、経団連では2020年12月に、ポストコロナにおいて目指すべき政策の方向性や企業の自主的な取り組みに関する提言「ポストコロナにおけるデジタルエコノミー政策のあり方」を取りまとめた。本稿では、提言の主要な論点について説明する。

求められる政策

(1) 行政のDX

Society 5.0を実現するためには、社会のあらゆる分野におけるDXが急務である。とりわけ、行政のDXは民間経済活動におけるDXの前提となる喫緊の課題であり、強力な推

進体制を構築して国・地方を通じてデジタル化3原則^(注1)を徹底する必要がある。経団連では、2020年9月に「デジタル庁の創設に向けた緊急提言」を公表し、司令塔である「内閣デジタル局」を内閣官房に、実行組織である「デジタル庁」を内閣府に設置することが有効とした。新たに政府に設置される組織は、国と地方のデジタル施策やシステム開発などを一元的に担い、予算の一括計上および行政各部に対する指揮命令権を持つ必要がある。

新組織のもとで行政各部における業務をデジタル前提で見直し・再構築するとともに、書面・対面を求める全ての行政手続きのデジタル化、押印や印紙貼付の省略を実現し、オンライン上で手続きを完了させることが重要である。その一環として、登記印・登録印を必要とする手続きについてもデジタル化の例外とせず、オンラインでの本人確認を積極的

に進めたい。また、デジタル化の推進には、国と地方のデジタル施策やシステム開発などを一元的に担い、予算の一括計上および行政各部に対する指揮命令権を持つ必要がある。新組織のもとで行政各部における業務をデジタル前提で見直し・再構築するとともに、書面・対面を求める全ての行政手続きのデジタル化、押印や印紙貼付の省略を実現し、オンライン上で手続きを完了させることが重要である。その一環として、登記印・登録印を必要とする手続きについてもデジタル化の例外とせず、オンラインでの本人確認を積極的

副会長
デジタルエコノミー推進委員長
日本電信電話会長

篠原 弘道

しのはら ひろみち



審議会副議長
デジタルエコノミー推進委員長
セブン&アイ・ホールディングス社長

井阪 隆一

いさか りゅういち



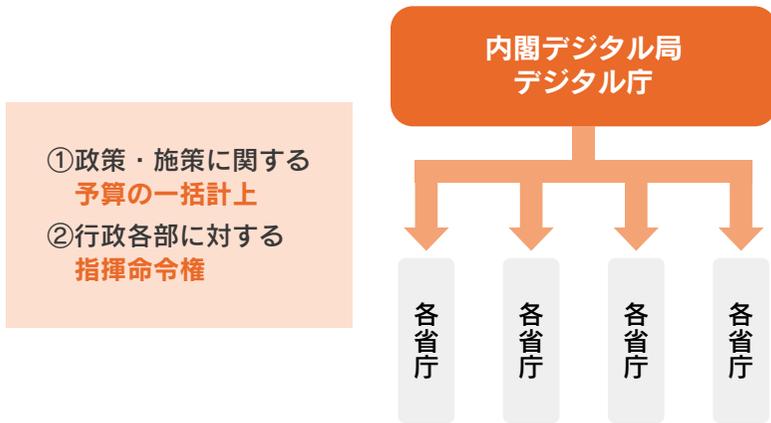
に検討すべきである。

(2) マイナンバー制度の徹底活用

迅速・正確な本人確認を可能とし、行政手続きコストの削減や民間事業の高度化を通じて社会の効率化、個人や世帯の実情に応じたきめ細かな行政サービスの展開を可能とするマイナンバー制度は、Society 5.0の実現を支える社会基盤であり、徹底的な活用が不可欠である。公的個人認証機能が標準搭載されており、今後サイバー空間での本人認証の場面が増加するうえで必須のツールとなるマイナンバーカードの普及を促進するには、運転免

(注1) デジタル手法が掲げる「デジタルファースト」「ワンズオンリー」「コネクテッド・ワンストップ」の3つの原則。

図表 求められる政策—行政のDX



許証などのマイナンバーカードへの一元化、発行・交付体制の強化などが必要である。
加えて、特定個人情報に関する収集・提供・保管などの制限や罰則は、特定個人情報を取り扱う事業者に負担を生じさせているほか、国民のマイナンバーに対する無用の不安を招いている。仮にマイナンバーが流出しても個人情報が流出する可能性が低いこと、特

定個人情報と個人情報に求められる安全管理措置に基本的な差異がないことにも鑑み、特定個人情報を撤廃し、個人情報と同等の位置付けとすべきである。

(3) 個人情報保護法制の一元化

個人情報の保護を図りつつ円滑な利活用を進めるためには、情報を保有する主体によって異なる規律を課すのではなく、あらゆる主体が同一の規律に服すべきである。

政府の検討においては、個人情報保護3法を統合する一方、公的部門と民間部門との規律の相違は基本的に維持し、医療・学術分野の独立行政法人等に対してのみ民間と同等の規律を適用する方向性が示されている。たとえ3法が一元化されたとしても、規律の差異が維持されたままでは国会の要請に基づき3法の統合として明らかに不十分であり、今後、民間・国の行政機関・独立行政法人等・地方公共団体の規律が完全に統合されることが重要である。

また、地方公共団体に必要最小限の独自の保護措置を認める場合には、円滑な個人データの流通を妨げることのないよう、既存の3法を統合して新たに制定される個人情報保護法において厳格な要件を定める必要がある。

そのうえで、統一した官民の規律は個人情報保護委員会が一元的に所管し、条例の上乗せ・横出しのあり方を含め、規律の実効性を確保すべきである。併せて、条例において規律を上乗せ・横出しすることの必要性について、地方公共団体は個別に立証すべきである。

企業の自主的な取り組み

(1) 民間経済活動における

書面・押印・対面の見直し

法令等に基づかない社内手続きをはじめとする商慣行については、業務効率化・生産性向上に向け、企業が自主的かつ積極的に書面・押印・対面の見直しを実施することが可能である。各企業には、「押印についてのQ&A」(2020年6月19日 内閣府・法務省・経済産業省)などを参考に、自主的かつ積極的な書面・押印・対面の見直しを期待したい。

(2) 個人データの適正な利用

様々な場面において個人データを利活用するうえで前提となるのは、個人の信頼を得ることである。経団連は2019年10月に「個人データ適正利用経営宣言」を策定し、経営者が先頭に立ち、個人の納得・信頼を得たうえで個人データを活用するための取り組みを積極的に推進することを謳った。

事業リスクの低減のみならず、個人の安心・安全を担保し中長期的な企業価値の創造に寄与するため、引き続き各社の状況に応じた適切な取り組みを自主的に進めることが重要である。

デジタルエコノミーの実現がもたらす、組織・産業・国境などの様々な垣根を越えた繋がりは、今後ますます加速していく。経団連では、ポストコロナ時代における日本経済の自律的な発展と国民生活の向上に向けて、働き掛けを続けていく。

(注2) 2020年8月、内閣官房の個人情報保護制度の見直しに関するタスクフォース「個人情報保護制度の見直しに向けた中間整理」から。(注3) 個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律案に対する附帯決議(2020年6月4日 参議院内閣委員会)など。